

## 2014年（平成26年）第6回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2014年（平成26年）6月13日
- 2 通知年月日 2014年（平成26年）6月16日
- 3 開催年月日 2014年（平成26年）6月30日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 大会議室
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について

### 6 出席委員

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 掛谷 典人  | 2番 高橋 誠   | 3番 広江 文男  |
| 4番 稲垣 忠良  | 5番 谷邊 博人  | 6番 村上 三晴  |
| 7番 岡崎 昌史  | 8番 梶田 富美子 | 9番 平 勝義   |
| 10番 井上 博僖 | 11番 鶏内 淑臣 | 12番 門田 正義 |
| 13番 淵上 信弘 | 14番 鶏内 和義 | 15番 小林 正勝 |
| 17番 山崎 貫二 | 18番 松井 隆尚 |           |

以上17名

### 7 欠席委員

- 16番 谷本 耕三

### 8 その他の出席者

### 9 事務局出席職員

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長  | 小川 裕司 | 事務局次長 | 羽原 知洋 |
| 松永出張所 | 藤原 真治 | 北部出張所 | 藤岡 領子 |
| 新市出張所 | 濱野 竜二 | 沼隈出張所 | 野宗 英司 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局   | 杉原 信広 |
| 事務局   | 土屋 和史 | 事務局   | 平田 純雄 |

以上10名

## 10 議事内容

午前10時00分 開会

事務局次長 それでは、ただいまから2014年(平成26年)第6回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

部会長 — 開会あいさつ —

議長 (5番) ただいまから、2014年(平成26年)第6回農地部会を開会いたします。それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

はじめに、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、出席委員17名、欠席委員1名、在任委員の過半数が出席ですので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号1番掛谷典人委員と議席番号10番井上博僖委員にお願いします。

議事に入る前に、議案の追加・訂正・取下げ等があれば、事務局より説明してください。

事務局 それでは、第6回農地部会議案書訂正・取下げ事項ですが、6ページ29番が取下げ。7ページ3番の備考欄、所要面積836㎡、併用地公衆用道路497㎡を所要面積930.08㎡、併用地公衆用道路497㎡、宅地94.08㎡に訂正、11ページ12番の本郷町字上組401、畑201㎡、本郷町字上組402、畑9.91㎡について一部取下げ。以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。まず、東部地区の報告をお願いします。

3番 (広江) それでは、東部地区の審議内容の報告をいたします。6月23日の午前11時より、委員7名中6名の出席により市役所8階農業委員室で行いま

した。

審議した議案は、議案第1号6件、議案第3号2件、議案第4号3件、議案第5号1件です。

それでは、1ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から6番について報告します。

1番は、譲渡人は高齢で後継者もないため、譲受人に譲渡するものです。譲受人は既に農機具を所有しており、退職後は専業農家として経営されるようで、野菜・ミカンなどを作付けされています。

2番は、譲渡人と譲受人との土地の交換で、38ページ37番と関連案件です。譲受人は田へ入る場所がないため交換します。

3番は、譲渡人は後継者がいないため譲受人に譲渡するもので、譲受人は柿やみかん・イチジクなどを作付けし、経営規模の拡大を図るものです。

4番は、一部登記地目が宅地となっていますが、現況は全て畑として利用されています。譲受人は柿やイチジク・野菜などを作付けし、経営規模の拡大を図るものです。

5番は、借受人に3年間の使用貸借権を設定するもので、経営規模の拡大を図るものです。

6番は、譲渡人は高齢のため譲受人に譲渡するもので、譲受人は家の前の土地ということで経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件とも、譲受人あるいは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に、西部地区の報告をお願いします。

6 番

それでは、西部地区の審議内容について、報告します。

(村上)

西部地区では、6月24日の午後0時30分から関係者により、現地調査を行い、午後4時から8階の農業委員室で協議会を開催しました。委員8名全員の出席により、議案第1号8件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号8件、議案第6号27件の合計46件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの7番から3ページの14番について報告をします。

7番と8番は関連案件で、瀬戸町の借受人あるいは譲受人が、7番で、2年間の使用貸借権を設定して、同町の貸渡人から借受け、8番で、東京都調布市の譲渡人から、申請地を譲受け、新規就農して水稻を栽培す

るものです。

9番は、瀬戸町の譲受人が、東京都調布市の譲渡人から、申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

10番は、熊野の譲受人が、同町の譲渡人から、申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

11番は、水呑町の譲受人が、同町の譲渡人から、申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

12番と13番は関連案件で、田尻町の譲受人が、12番で、愛知県日進市の譲渡人から、13番で、埼玉県朝霞市の譲渡人から、それぞれ贈与を受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

14番は、沼隈町の譲受人が、水呑町の譲渡人から、申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件とも、借受人あるいは譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

議長

ありがとうございました。

次に、松永地区の報告をお願いします。

10番  
(井上)

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

松永地区では、6月24日、午前9時45分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。委員5名全員の出席により、1号議案5件、4号議案1件、6号議案16件、合計22件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの15番から4ページの19番について報告します。

15番ですが尾道市の譲受人が申請地を譲受け、経営規模の拡大を図るものです。申請地には、いちじくの作付をする予定です。

16番ですが藤江町の譲受人が遠方で十分な管理ができなくなった譲渡人から贈与を受け、経営規模の拡大を図るものです。申請地には、水稻・野菜・果樹の作付をする予定です。

17番・18番は関連案件です。17番で金江町の借受人が申請地に3年間の使用貸借権を設定し、18番で申請地を贈与により譲受け、新規就農するものです。申請地には、野菜の作付をする予定です。

19番ですが金江町の譲受人が申請地を譲受け、経営規模の拡大を図るものです。申請地には、水稻の作付をする予定です。

いずれの案件とも、譲受人あるいは借受人は、農作業経験があり、必要

な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に、北部地区の報告をお願いします。

15 番

それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

(小林)

北部地区では、6月24日の午後1時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、1号議案6件、3号議案1件、4号議案2件、6号議案18件の合計27件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページの20番から5ページの25番までの案件について報告をします。

20番は、受人が、高齢で耕作困難となった渡人から、申請地の贈与を受けるものです。

21番と22番は関連案件です。

受人が、労働力不足となった渡人から、21番で申請地を買受け、22番では、3年間の使用貸借権の設定を行い、新規就農するものです。受人は、必要な農機具も確保しており問題ないと思われま。

なお、21番の申請地については41ページの6番と関連し、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がなされています。

23番は、受人が以前より耕作管理している申請地を、渡人より持分移転するものです。

24番と25番は関連案件です。

受人が、高齢で耕作困難となった渡人から、24番で申請地を買受け、25番では、3年間の使用貸借権の設定を行い、新規就農をするものです。

いずれの案件とも、譲受人あるいは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番

それでは神辺地区の審議内容について報告します。神辺地区では、6月24日午前8時55分から関係者により、現地調査を行い午前11時10分から、神辺支所会議棟福利厚生室で協議会を開催いたしました。委員6名中5名の出席により、議案第1号4件、議案第2号2件、議案第3号1

件、議案第6号11件、の合計18件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページの26番から28番までの案件について報告をします。

6ページ26番と27番は関連案件で一括して報告します。

26番と27番の申請地の田1筆ずつを等積交換することで、双方の農地を集団化し、農作業の効率化を図るものです。申請地では引き続き、季節野菜を作付するものです。

次に、28番です。譲受人が新規就農をするため、遠方に居住し耕作できない譲渡人から申請地の田3筆と畑1筆を譲り受け、季節野菜を作付するのです。申請地は、周囲100メートル以内に連たんしてあります。

以上の3件は、いずれも農作業経験もあり、必要な農機具等も確保されており、問題はないものと思われま

議長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

ただ今の議案第1号の29件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用すること、機械労働力・技術・通作距離などからみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず、西部地区の報告をお願いします。

6 番  
(村上)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の7ページ1番について報告します。

沼隈町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、道の駅「アリストぬまくま」の東、約300メートルのところです。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番  
(山崎)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の7ページ2番と3番について報告します。

まず7ページ2番について報告します。申請人が他の農地の継続資金に充てるため、申請地の畑1筆に太陽光発電パネルを設置し、最大49.5kwを売電するものです。

次に3番について報告します。この度、周辺で需要のある共同住宅1棟を建築するものです。なお、所要面積は公衆用道路497㎡と駐車場用地となる北側隣接地の宅地94.08㎡を含めた930.08㎡です。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第2号の1番、2番につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

3番につきましては、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、相当数の街区を形成している区域

と認められるため第2種農地として判断されます。

全ての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。  
議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。

各地区協議会における審議内容を報告してください。

東部地区の報告をお願いします。

3 番  
(広江)

それでは、8ページの議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」報告をします。

1番と2番は、関連案件です。譲受人が譲渡人兄弟から農地を譲り受け、鉄筋コンクリート造り三階建の共同住宅1棟を建築するものです。周辺は住宅が多く、問題ないと思われま

議 長

ありがとうございました。  
次に西部地区の報告をお願いします。



6 番  
(村上)

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 8 ページの 3 番と 4 番について報告します。

3 番は、山手町の譲受人が、県道改良に伴う支障移転のため広島県より譲受け、申請地に住宅 2 棟を建築するものです。

場所は、山手小学校の南西、約 300 メートルのところ です。

4 番は、山手町の譲受人が、同町の譲渡人から、申請地を譲受け、住宅を建築するものです。

場所は、郷分排水機場の西、約 250 メートルのところ です。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番  
(小林)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 8 ページの 5 番について報告します。

受人が、申請地を渡人から所有権の移転をするものです。その後、貸露天駐車場にし、整体業の「健康壺番館」に職員及び来客用駐車場として貸付けるものです。

なお、「健康壺番館」経営者より駐車場として借受けるという確約書が、提出されています。

現地調査をしましたが、排水等近隣の農地への影響はないと思われま す。

議 長

ありがとうございました。

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番  
(山崎)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」の 8 ページ 6 番について報告します。

譲受人である法人は、周辺で需要のある建売住宅 4 棟を建築するため申請地の田 1 筆を取得し、転用するものです。なお、現場は既によう壁が構築されていたため、顛末書の提出を受けています。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第3号の6番は、おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在するため、第3種農地として判断されます。

また、3番につきましては、農用地域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

その他の案件につきましては、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、相当数の街区を形成している区域と認められるため第2種農地として判断されます。

全ての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず東部地区の報告をお願いします。

3 番  
(広江)

それでは、9 ページの議案第 4 号「非農地証明について」報告をします。

1 番は、昭和 3 9 年に申請人の親が住宅を建て、現在は親戚が住宅敷地として利用しているもので、農地への復旧は困難です。

2 番は、昭和 3 0 年頃から地区の集会所として利用されているもので、農地への復旧は困難です。

3 番は、大正 9 年頃から墓地として利用しているもので、農地への復旧は困難です。

議 長

ありがとうございました。

次に西部地区の報告をお願いします。

6 番  
(村上)

議案第 4 号「非農地証明について」の 9 ページの 4 番から 1 1 ページの 1 1 番について報告します。

4 番は、郷分町の申請人が、昭和 5 3 年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。場所は、郷分排水機場の南西、約 1 0 0 メートルのところです。

5 番は、赤坂町の申請人が、昭和 6 0 年 6 月 1 日から住宅の敷地及び道路として利用し、現在に至っております。場所は、赤坂駅の北、約 1 5 0 メートルのところです。

6 番は、光南町の申請人が、平成 4 年頃から庭として利用し、現在に至っております。場所は、特別養護老人ホーム「福山福寿園」の東側のところす。

7 番は、水呑町の申請人が、平成 6 年 5 月頃から露天資材置場として利用し、現在に至っております。場所は、雇用促進住宅瀬戸宿舎の北西、約 1 0 0 メートルのところす。

8 番は、東村町の申請人が、昭和 6 0 年 4 月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。場所は、瀬戸池の北、約 3 5 0 メートルの虎池の下のところす。

9 番は、瀬戸町の申請人が、昭和 6 0 年 4 月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。場所は、瀬戸池の北、約 3 5 0 メートルの虎池の下のところで、8 番の申請地の隣です。

1 0 番は、田尻町の申請人が、昭和 4 8 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。場所は、高島小学校の東、約 8 0 0 メートルのところす。

1 1 番は、南蔵王町の不在者財産管理人の申請で、平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っており

ます。場所は、沼南高校の北、約200メートルのところでは

なお、5番から9番については、農振農用地区域に指定されておりますが、農振担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、いずれの申請地も農地性がなく、証明妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10番  
(井上)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の11ページの12番の報告をします。

昭和40年ごろから住宅敷地として利用し、現在に至っております。

現地調査をしましたが、農地への復元は困難であり、農地性は無いと判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15番  
(小林)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の11ページの13番と14番について報告します。

13番は、昭和55年ごろから住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

14番は、平成2年ごろから墓地として利用し、現在に至っております。以上の2件について現地調査をしましたが、申請どおり農地性がないと判断しました。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。  
東部地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

3 番 それでは、12ページの議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」報告をします。  
(広江) 1番は、同居の息子が相続をするもので、畑として相続人夫婦が野菜の作付けを行っており、適正に管理されています。なお、一部駐車場として利用しており、農地面積は80㎡を差し引いたものとなっています。

議 長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等もないようですので、採決します。  
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第5号は原案のとおり決定します。

議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。  
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。  
まず、西部地区の報告をお願いします。

6 番 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の19ページの1番から16ページの27番について報告します。  
(村上) 全体で、27件、45筆、26,079平方メートルで、全て新規分となっております。

内訳は、田が18筆、14,901平方メートル、畑が27筆、11,178平方メートルです。

権利別では、賃貸借権の設定が、4件、5筆、5,611平方メートル、使用貸借権の設定が、23件、40筆、20,468平方メートルです。

権利設定の期間は、3年が5件、6年が19件、10年が3件となっております。

また、栽培作物は、水稻、野菜、果樹、飼料用作物となっております。以上で西部地区の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10番  
(井上)

それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の16ページの28番から18ページの43番の報告をします。

合計で、16件、18筆、面積12,713㎡すべて新規です。

各担当委員から調査結果の報告がありましたが、すべて適正と思われると思います。

議長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15番  
(小林)

それでは議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の18ページの44番から20ページの61番までを報告します。

先ず件数ですが、新規分18件です。続きまして筆数についてですが、新規分26筆です。認定面積20,497㎡です。

各担当委員に調査結果を報告してもらい、審議規則に基づき慎重に審議した結果、すべて承認するということになりました。

議長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17番  
(山崎)

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の先ず初めに、一般分について報告します。

21ページ62番から22ページ70番までは全て新規分のみで、認定

面積は合計9件で田16筆、16,412㎡です。

作物別では、水稻作付は8件の田15筆12,593㎡です。野菜の作付は1件の田1筆3,819㎡です。また、権利設定別では、賃借権の設定は3件で田5筆、5,619㎡です。使用貸借の権利の設定は6件で田11筆、10,793㎡です。

続きまして、23ページ71番と72番の農地利用集積円滑化事業分も全て新規分のみで、認定面積は合計2件で田3筆、3,737㎡です。

作物別では、水稻作付のみで、権利設定別は、賃借権の設定のみです。

議長

ありがとうございました。事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市が、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることとなっています。

議案書13ページから23ページに72件の案件を上程しています。

このうち41番、50番、52番については、「新規就農促進措置」によるものです。新規就農者等に限り、下限面積である1,000㎡未満であっても、1筆を単位として、3年間の利用権の設定ができるものです。

27番、69番については、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の「解除条件付き貸借」の案件で、農地の所有者と「社会福祉法人 ゼノ少年牧場」及び「社会福祉法人 にこにこ福祉会」が使用貸借権を設定するものです。

71番、72番については、農地利用集積円滑化事業によるものです。担い手への農地集積の促進を図るため、農地利用集積円滑化団体である「福山市農業経営改善支援センター推進協議会」が、農地所有者から農地の貸付等について委任を受け、代理者として貸付等を行うものです。

本計画案は、4月末を締切りとして申し込みを受け付けたものであり、全て新規の案件です。合計は、108筆、79,438㎡です。内訳は、田が、72筆、63,548㎡、畑が、36筆、15,890㎡です。全ての案件は、別紙、農業経営基盤強化促進法第18

条第3項調査書のとおり、同項第1号から4号の各号の各要件を満たしていると考えます。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決をいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、専決処分あるいは届出等の報告を事務局からお願いします。

事務局

報告事項について、ご説明いたします。

まず、24ページから30ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届出なければならないとされています。この規定により処理した案件は19件です。

次に、31ページ、32ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、33ページから40ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ですが、この規定により処理した案件は、4条が13件、5条が48件です。内容については、記載のとおりです。

届出書は、添付書類も含め完備しておりましたので、農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で、受理いたしました。

次に、41ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約した場合は、農業委員会へ通知しなければならないとされております。今月は、7件の通知がありました。



次に、42ページの「買受適格証明申請について」です。競売及び公売に入札参加できることの証明申請です。

申請地は、市街化区域内であり、取得後の利用が露天駐車場への転用であることから事務局長の専決により処理しています。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長

ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

よろしいですか。特に発言がないようですので、報告事項について終わります。以上で、本日の議案の審議ならびに専決処分・届出等の報告について、すべて終了いたしました。

これをもちまして、2014年（平成26年）第6回農地部会を閉会いたします。

なお、来月の農地部会は、7月30日 水曜日の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時44分閉会